

「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針 (中間案)」にかかるQ & A

Q 1 部活動改革の課題、今回のガイドラインの策定の趣旨は何ですか。

A 1 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては、存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導體制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。本ガイドラインおよび方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものです。

Q 2 改革推進期間が終わるときにはまた改訂するのでしょうか。

A 2 本ガイドラインおよび方針について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととしています。

Q 3 「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（地域移行）」はそれぞれどのようなものですか。

A 3 学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを「地域連携」と称しています。

地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはそもそもの責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行」と称しています。

Q 4 合同部活動、合同チーム、合同練習はどう異なるものですか。

A 4 合同部活動は、複数の学校で一つの部活動を拠点校等に設置することをさし、その際は1人以上の指導者（顧問等）がその一つの部活動に対して配置されることとなります。そのため、運営の主体と責任の所在をはっきりと

させ、生徒や保護者の理解を得て行うことが必要です。

合同チームや合同練習はそれぞれの学校に部活動がありそれぞれに指導者がいるものの、あくまで一時期に、大会に同じチームとして出場したり、一緒に練習をしたりするものです。

Q 5 本ガイドラインおよび方針は、私立学校も対象となりますか。

A 5 生徒に望ましいスポーツ環境を構築することを目指す本ガイドラインおよび方針は、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むこと、生徒がバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができること、スポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを重視しています。「三重県部活動ガイドライン」は公立中学校および県立高等学校の生徒、「新たな地域クラブ活動方針」は公立中学校の生徒を対象としています。

Q 6 三重県部活動ガイドラインは高校も原則適用、新たな地域クラブ活動方針は実情に応じてとのことですが、地域クラブへの移行について高校にも適用していく予定はありますか。

A 6 高等学校段階については、義務教育終了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましいとしています。
高等学校における学校部活動の地域クラブへの移行に関しては、一般的に中学校段階に比べて広域から生徒を募集しているなどの高等学校の特性や、中学校段階での取組の状況も踏まえた検討が必要になると考えられ、現時点で高等学校に適用していく予定はありません。

◆三重県部活動ガイドライン◆

Q 7 休養日等の基準を設けることによって、競技力の低下や、活動したい生徒の希望を抑えることにつながらないでしょうか。

A 7 スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るには、適切な休養が必要であり、過度な練習はスポーツ障害等のリスクを高め、体力・運動能力の向上につながらないものです。運動部の顧問等（教師、部活動指導員、外部指導者）は、こうしたことを正しく理解した上で、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等、生徒の目標達成に向けて、短時間で効果が得られ、生徒のニーズにあった活動を行うことが期待されます。
今後、中央競技団体が策定する運動部活動の指導手引も活用する等して、

科学的なトレーニングを導入した活動を進めること、さらに、スポーツ医・科学の見地に基づいた取組について、保護者の理解を頂くことも大切です。

Q 8 あらゆる学校部活動において、ガイドラインが示す活動時間や休養日の基準に基づき活動すべきですか。

A 8 技能や記録の向上に向けては競技特性を踏まえたトレーニングを行うことが必要ですが、その内容は競技種目によって様々です。同時に、学業との両立ができるバランスの良い生活を送るという観点や、スポーツ障害等を避けるという観点からも、行き過ぎた練習が望ましくないことは全ての運動部に共通することです。

今後、中央競技団体が策定する各競技種目の運動部活動の指導手引も活用して、競技特性を踏まえつつ、生徒の発達の段階や競技レベルに応じて、できるだけ短時間で、効率的・効果的な活動をすることが求められます。

Q 9 部活動は生徒全員が参加しないとイケないのですか。

A 9 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにしなければなりません。また、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活用や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する必要があります。

Q 10 部活動指導員と外部指導者の違いは何ですか。

A 10 部活動指導員は、学校教育法施行規則に基づき学校設置者が雇用する正規の職員で、部活動の顧問となることが可能です。外部指導者は、部活動指導員以外の指導者で、学校設置者との雇用関係によらず、学校外の指導者等との連携・協力関係のもと、部活動の指導に加わってもらう方を指します。外部指導者の報酬の有無や条件、待遇の取扱いは、各学校設置者や学校の判断となります。

外部指導者は、部活動指導員と比べて柔軟な活用が可能ですが、適切な外部指導者の採用や必要な研修の実施等については、各学校設置者や学校の責任において、判断いただくこととなります。

Q 11 どのような外部指導者が適切と考えられるのでしょうか。

A 11 「適切な外部指導者」について、定義付けは行っていないですが、当該外部指導者の人となりについて、単独での指導や引率を任せるに足る人物かどうかを学校等において見極めていただくことが必要です。

例えば、

- ① 当該競技について専門的な知見を有していること
 - ② 日頃から部活動の練習等に立ち会い、チームや生徒の実情をよく把握していること
 - ③ 学校関係者や保護者との関係が良好であること
 - ④ 事件や事故、部活内でのトラブル等への対応が適切に行われていること
 - ⑤ 金の管理や生徒への指導を第三者の目が届かない場所や状況で行うなどの不適切な対応が疑われるような言動をしていないこと
 - ⑥ 過去に部活動指導について処分等を受けていないこと
 - ⑦ 公認スポーツ指導者等の資格を有していること
- などが判断基準として考えられます。

Q12 ガイドラインを遵守していない学校への処罰等がありますか。

A12 本ガイドラインおよび方針はあくまで関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針を示しているものであり、法的な拘束力はなく、違反に対する処罰はありません。

一方で、大会の参加基準等に「ガイドラインを遵守していること」というような項目が設けられている際は、遵守していないことをもって大会に参加できないという可能性は考えられます。

なお、ガイドラインの遵守をしていない学校を把握した場合は、教育委員会から指導・助言を行います。

◆ I 新たな地域クラブ活動◆

Q13 新たな地域クラブ活動とは。

A13 既存のクラブチーム等ではなく、学校部活動を地域に委ねた活動のことをいいます。

Q14 地域クラブ活動で継承・発展される教育的意義とはどのようなものがあるのですか。

A14 部活動はこれまで、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

これらの教育的意義については、地域クラブ活動においても継承・発展さ

せ、地域での発達段階やニーズに応じた多様な体験や、様々な世代との豊かな交流等を通じた学び等の新しい価値を創出することが重要です。

Q15 地域クラブ活動では生徒の自主性が損なわれるのではないのでしょうか。

A15 地域クラブ活動においても、「地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重」することとしています。むしろ、これまで学校内に閉じていた生徒の活動が、地域全体というフィールドで、他世代も巻き込んで行えるようになるため、自発的に企画立案する活動の幅も広がるものと考えられます。

Q16 広い地域から生徒を集めることで、勝利至上主義的なチームが生まれることにならないのでしょうか。

A16 本ガイドラインおよび方針では、新たな地域クラブ活動の参加者として「参加を希望するすべての生徒を想定する」としています。そのため、強豪チームを作ることを目的として選抜等を行ったりすることはないようにする必要があります。

Q17 平日に活動を行わない地域クラブ活動が、土日とも活動することはできないのですか。

A17 平日に活動を行わず、土日だけ活動する地域クラブ活動の場合でも、原則として土日のどちらかを休養日とすることが適切です。適切な休養日等の設定については、生徒の心身の成長等に配慮し、学校部活動における基準を基本的に準用していますが、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な態様があり得ることから、休養日や活動時間の基準を原則とし、休養日等の設定の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟な対応が行われることを想定しています。

Q18 これまで学校に関係なく活動してきたクラブチームも休養日の設定を守らなければいけないのですか。

A18 この休養日の設定に関しては、学校と連携して活動を行う新たな地域クラブ活動に適用されることを想定しており、これまで独自に行ってきたリトルリーグ等のクラブチームの活動に直ちに制限を設けることを企図したものではありません。

しかしながら、こうした地域のスポーツ活動や自宅でのトレーニング等においても、生徒の発達の段階や体力、技能の程度も考慮した、適切な質・量の活動が望まれます。

また、こうした取組に向けて、生徒本人や保護者、指導者が、休養もトレーニングの一環である等、スポーツ医・科学に基づくスポーツ活動が重要という考えを共有することができるようにすることが大切です。

Q19 部活動の指導を続けたい教師はどうすればいいのでしょうか。

A19 報酬を得て地域クラブ活動での指導を希望する教師については、服務監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能です。

Q20 教師が兼職兼業で地域クラブ活動の指導者となるのであれば、教師の働き方改革にはならないのでしょうか。

A20 これまで学校部活動で行っていたものの全部又は一部（休日）について学校では行わないこととし、地域移行する場合は、移行した分について教師は担う必要はなくなり、働き方改革にも資すると考えられます。その上で、(学校部活動とは別の) 地域クラブ活動において指導を希望する教師が、正当な報酬を得て指導を行うこととなるため、専門性や意思に関わらず教師が部活動顧問を務めていた場合もあるこれまでの指導体制に比べて、改善するものと考えています。

Q21 地域クラブ活動で指導者のハラスメント行為等のトラブルが起こった場合はどこに相談すればいいのですか。

A21 地域クラブ活動において指導者がハラスメント等を行った場合は、指導者本人、運営団体・実施主体が責任を負うこととなります。

そのうえで、スポーツ団体が自ら設ける相談窓口や、日本スポーツ協会等の統括団体等が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処するものとします。

Q22 地域クラブ活動の指導ではきちんとした報酬が支払われるのですか。

A22 地域クラブ活動においては、運営団体・実施主体との契約関係において報酬が支払われることとなります。その契約内容等については、運営団体・実施主体と指導者の相談により決定されます。

◆ II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備 ◆

Q23 3年間で地域移行を完了しないといけないのですか。

A23 県においても、国のガイドラインや「本ガイドラインおよび方針」を踏まえて地域移行を進めていくこととなりますが、市町ごとに中学校の数や生

徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、県として、画一的に推進していくことは難しいと考えています。各自治体の検討・準備状況がさまざまであること、部活動指導員の活用を含んだ地域連携の推進など、地域によって多様な進め方が考えられ、令和7年度までに地域移行を達成するという明確な年限は設定せず、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として設定し、休日の部活動について、各地域の実情に応じて、可能な限り早期に地域連携・地域移行の実現を目指すことを求めることとしています。

Q24 部活動の地域移行について、進め方はこれに則らないといけないか。

A24 県および市町は、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組みを進めていくことが望ましいとしていますが、あくまで本ガイドラインおよび方針では様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための選択肢を示しているのであり、このガイドラインおよび方針通りに行わないといけないということを意図しているものではありません。

複雑に絡み合う諸課題を解決していくためには、複数の道筋や多様な方法があるということは大前提です。

Q25 自治体の中のどの部局が中心になって進めるのでしょうか。スポーツ・文化振興担当部署でないといけないのですか。

A25 県および市町は、教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会」を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討することが求められています。

また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組むことが求められています。

◆Ⅲ 大会等の在り方の見直し◆

Q26 地域のクラブチームなどが中体連などの大会に参加できるようになるのですか。

A26 大会の参加資格については、既に日本中学校体育連盟において、「全国中学校体育大会開催基準」を改正し、令和5年度から地域のスポーツ団体等の

参加を認めることとしており、スポーツ庁長官からも、その着実な実施を令和4年7月に要請しています。競技・種目によるところもありますが、基本的には参加できるよう、日本中学校体育連盟や、都道府県の中学校体育連盟などの大会主催者において、見直しを図られているものと承知しています。

◆その他◆

Q27 国は学習指導要領における部活動の記載を修正する予定はありますか。

A27 このたびのガイドラインの改定を踏まえ、国は地域クラブ活動の位置づけや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定です。

なお、教育課程外の活動である部活動は、学習指導要領の総則に関連の記載が盛り込まれているところ、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の進捗状況の検証等を踏まえ、国は次期改定時にあわせてその見直しを検討する予定です。